

裁決書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成28年10月17日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成28年8月3日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 平成24年10月30日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 平成24年11月8日、処分庁は家賃月額4万円と記載した住宅費証明書を受理し、住宅扶助費を同月1日付けで月額4万円とする保護変更決定を行った。
- 平成28年7月19日、処分庁は請求人が入居するグループホーム職員からの説明により、請求人が特定障がい者特別給付費として、月額1万円の家賃助成を受けていることを把握した。
- 平成28年7月22日、処分庁はケース診断会議を開催し、方針を決定した。
- 平成28年8月3日付けで、処分庁は請求人に対し、「平成24年11月より家賃補足給付を控除した3万円を認定すべきところ、住宅扶助費4万円を認定」していたことを理由とし

て、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件返還決定」という。）を行った。

6 平成28年10月17日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

グループホームにかかる家賃補足給付について、担当ケースワーカーは、グループホームに入居している事実を把握していたにも関わらず何の手立ても講じず、46ヶ月と言う長期間に渡ってこの状況を見逃していた事で、46万円という高額な返還金を請求された事は、「単純なミス」では済まされず、ケースワーカーの認識不足から来る不利益で、精神的にひどい苦痛を与えられ、平成28年9月8日より、精神科入院を強いられる事になり、現在も入院中である。

家賃補足給付についての説明もなく、長期間放置され、高額な請求をされた事に本人の落ち度は考えにくく、ケースワーカーもミスを認めている事から、本件返還決定の取消を強く求める。

（2）平成28年12月2日付けで、審理員は請求人に対して、後記2「処分庁の主張の（1）の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、平成29年1月10日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

（1）審理員が平成28年11月28日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成24年10月30日 グループホーム職員付き添いのもと請求人が保護申請。住宅契約書については同年9月29日申請時に提出された書類により確認。同日提出された収入申告書には障害基礎年金の収入のみ記載があり、その他は無しとなっている。

イ 平成24年11月8日 家賃月額4万円と記載した住宅費証明書を受理。

ウ 平成24年11月12日 同年10月30日付けで保護開始を決定。同年11月9日、12日付け決定通知書送付。住宅扶助費については同月1日付けで月額4万円を認定。

工 平成28年6月24日 保護決定通知書交付。

オ 平成28年6月28日 請求人が処分庁に来所。資産申告書及び貯金通帳の写し受理。
同月17日現在の残高453,411円であること確認。

カ 平成28年7月19日 グループホームの職員が処分庁に来所。住宅扶助費に疑惑が
生じたため来所を依頼したもの。請求人の居宅の家賃が平成24年11月以降4万円で
あることを、但し同月には既に特定障がい者特別給付費として月額1万円が支給され繼
続していることが判明した。住宅扶助支給額について、過払いが生じるため返還金が発
生することを説明。返還決定にあたり住宅費証明書と障がい福祉サービスの提示を依頼。

キ 平成28年7月22日 処分庁内にて対応協議。住宅費証明書と障がい福祉サービス
受給者証の提示があり次第、その期間に応じた返還決定を行う。

ク 同日 グループホームの職員が処分庁に来所。住宅費証明書及び障がい福祉サービス
受給者証の提示があり。グループホーム職員より家賃3万円、共益費5千円、住宅維持
整備費2千円、レクレーション費用等2千円、食費1万円の計4万9千円を集金してい
ることを確認。

ケ 平成28年8月2日 地域福祉担当に特定障がい者特別給付費の認定期間を確認。住
宅扶助支給開始した平成24年11月から継続して認定中であることを確認。

コ 平成28年8月3日 平成24年11月から平成28年8月まで特定障がい者給付費
として月額1万円を請求人が受給していたが請求人より収入申告がなく、処分庁が月額
3万円と認定すべきであった住宅扶助費を4万円と認定していたために発生する過払い
分計46万円について法第63条に基づき返還金決定。

サ 平成28年8月22日 請求人宅を訪問し、返還金・徴収決定通知書を交付。理解が
得られるよう図を用いて説明するも納得されず、不服申し立てが可能であるため手続き
に関する資料を交付。

シ 請求人が生活保護申請時、障がい福祉サービス受給者証の提出なく、収入申告書及び
住宅費証明書にも特別障がい者給付費の受給がある旨の記載がなかったもの。申請時に
同席していたグループホームの職員からも1万円の補足給付の受給がある旨の報告がな
かつた。請求人に対し、保護開始時から平成28年6月までの間、37回にわたり処分
庁から保護決定通知書にて住宅扶助費として4万円扶助していることを通知しており、
請求人はグループホームに家賃として支払っている3万円と差異があることを知る機会
はあった。また同月28日の資産申告書によると同月17日現在の残高が453,411
1円であること確認しており請求人が最低生活費の範囲で生活し、過払いとなつた住宅

扶助費が余剰分として手元に残っていることから、住宅扶助費の過支給分の返還に充てるのが妥当と考えられる。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成24年4月1日付けで締結している入居契約書には、「居室の利用料（家賃）月額40,000円（共益費）月額 5,000円」との記載がある。

イ 平成24年10月30日付けで処分庁が受理した住宅費証明書には、「家賃（月額）40,000円」との記載がある。

ウ 平成24年10月30日付けで処分庁が受理したの収入申告書には、「2年金、恩給、子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等の収入 障害基礎・厚生 105,758円」、「3仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金）、その他の私的収入 無」との記載がある。

エ 平成24年11月分の保護決定調書には、「住宅扶助 40,000円」との記載がある。

オ 平成28年6月28日付けの資産申告書には、「預貯金 有 453,411円」の記載がある。また、通帳の写しには、平成28年6月17日付けの残高は453,411円となっている。

カ 平成28年7月1日交付の障がい福祉サービス受給者証には、「特定障がい者特別給付費の支給内容 共同生活援助 特定障がい者特別給付費対象者」の記載がある。

キ 平成28年7月19日付けのケース記録票には、「《住宅扶助の返還について》グループホーム運営法人職員 A氏とB氏来所。グループホーム運営法人が運営している請求人のグループホームの入居契約書を持参。(中略)返還決定にあたり、住宅費証明書の提出と障害福祉サービス受給者証（家賃の補足給付の対象者であることの確認のため）の提出を依頼した。」との記載がある。

ク 平成28年7月22日付けのケース記録票には、「グループホーム運営法人が運営しているグループホームの家賃について、(1)家賃の補足給付を受けているのに控除していなかったケース（中略）について対応を協議した。現在、住宅費証明書の提出と障害福祉サービス受給者証（補足給付の受給確認）の提示を依頼しており、①資料が整った時点で、その時期に応じて返還決定すること、②返還期間については、統一した取扱いとして平成28年8月までを返還決定とし、9月の定例払い分から住宅扶助の変更をすること、③対象者それぞれが支援を要する状態であり、悪意を持って隠蔽しようとしたものではないと認められることから法63条返還とすること、④対象者への通知方法はグ

ループホーム運営法人と協議し、できるだけ同じ時期に通知できるよう調整すること、
⑤返還額については、個別で協議し、必要であれば分割も認めること、以上5点について整理した。」との記載がある。また、「グループホーム運営法人職員A氏来所。住宅費証明書と障害福祉サービス受給者証の写しの提出有り。参考として、請求人からグループホーム運営法人が集金している金額の内訳を聞いたところ、男性寮は家賃30,000円+共益費5,000円+住宅維持整備費2,000円+レクレーション費用等2,000円+食費10,000円=49,000円」との記載がある。

ケ 平成28年7月22日付けの住宅費証明書には、「家賃（月額）40,000円」とあり、「住宅費認定額（月額）30,000円[平成24年4月1日から]別途1万円の給付費あり」との記載がある。

コ 平成28年8月2日付けのケース記録票には、「《特定障害者特別給付費（家賃の補足給付）の認定期間について》5階地域福祉担当へ認定期間にについて依頼したところ、つぎのとおり回答を得た。 請求人 平成24年10月より継続して認定。」との記載がある。

サ 平成28年8月3日付けのケース記録票には、「《法第63条返還金の決定について》請求人については、新規開始された当初より補足給付額を把握しておらず40,000円で認定していた。家賃額の確認のために運営しているグループホーム運営法人に改めて入居契約書、住宅費証明書の提出を求めたところ、平成24年4月より家賃額が40,000円で補足給付額が10,000円であることが判明した。本来であれば、補足給付を控除した30,000円で住宅扶助費を認定するべきであったため、月10,000円×46月分（平成24年11月1日～平成28年8月まで）=460,000円が返還の対象となる。返還金については、請求人が支援を要する状態であり、悪意を持って隠蔽しようとしたものではないと認められることから法第63条に基づく返還金として決定する。」との記載がある。さらに、「平成28年9月1日付け住宅扶助費を3万円に変更する。」との記載がある。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要

を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受け、保護の基準が定められている。

(3) 法第14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨を定めている。

(4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 住宅扶助費の認定誤りについて

処分庁は、保護開始申請時に受理した住宅費証明書により、グループホームの利用料(家賃)月額と同額である4万円を住宅扶助費として認定していたが、平成28年7月、補足給付が保護開始当初から継続して認定されていることが判明したため、住宅費証明書及び障害福祉サービス受給者証の提出を求めた上で、同年9月分の保護費から補足給付分1万円を控除した3万円を住宅扶助費として認定変更することとし、同年8月分までの過支給となる額について返還を求める決定をしたものである。

(イ) 法第63条に基づく返還額の決定について

法第63条については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものを超えて保護費の支給を受けた場合(過払いの場合)について、仮に費消していたとしても、過払いとなつた保護費の返還義務を免れる事由となるものではないと解されている。

処分庁は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、平成28年6月28日に資産申告書を提出させ、同月17日現在の預金残高が453,411円であることを確認し、

のことから、請求人が保護受給中、最低生活費の範囲内で生活し、結果として過払い額とほぼ同額が手許に残っており、住宅扶助費の過支給分の返還に充てるのが妥当と判断したことが認められる。

(ウ) 特定障害者特別給付費（家賃の補足給付）について

補足給付は、グループホーム事業者が代理受領する場合、事業者から入居者への家賃請求額が下げられるものであることから、請求人にとって収入であるとの認識はなかったと考えるべきであり、請求人から補足給付について収入申告がなかったとの処分庁の主張には首肯しかねる。

また、補足給付が平成23年10月1日に創設されることに伴い、厚生労働省保護課から発出された「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う生活保護法制度上の取扱いについて」の事務連絡には、「補足給付の支給申請が行われていない場合は、障害保健福祉担当部局と連携の上、申請手続き等について必要な助言指導を行うこと。」と示されており、グループホーム入居者である請求人からの保護開始申請時に、処分庁としても補足給付の支給の有無について確認しておくべきであった。

(エ) まとめ

以上のとおり、処分庁の保護開始時の手続等については十分であったとは言い難いものの、処分庁は、請求人の資産や本件過支給の費用の使用状況等について把握を行っており、その結果を踏まえ、本件過支給費用の全部の返還を求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがないと判断し、返還金額の決定を行ったものと認められ、本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

他に本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（第1条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知

り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定（これには返還を全額免除する判断も含まれる）について適切に裁量を行使しなければならない（本件に類似した事案で、法第63条の趣旨を同様に解して返還決定を違法と判示した東京地方裁判所平成29年2月1日判決、熊本地方裁判所平成30年3月30日判決を参照）。

- (イ) そこで本件返還決定がなされた経緯をみると、平成28年7月19日、請求人が入居するグループホーム職員からの説明により、請求人が特定障害者特別給付費として、月額1万円の家賃助成を受けていることを把握した処分庁は、グループホームの職員と協議のうえ、過支給分の保護費について全額返還すること前提に、返還決定後に処分庁から請求人に説明及び通知を行うこととし、同年8月3日、本件返還決定を行い、その後、同月22日、審査請求人を訪問し、返還金・徴収金決定書を交付し、返還に関する説明を行った。
- (ウ) 通例、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知の定めが参考される。同通知は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」としたうえで、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、その一つに、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」（以下、これを「自立更生費」という。）を挙げている。自立更生のための用途に供される額の認定基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の答に、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。」とされ、答（2）のクに、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」は、収入として認定しないものとすることが示されている。

- (エ) 処分庁は、本件返還決定にあたって、請求人の預貯金口座に過支給した金額とほぼ同額の残高があることを確認し、過支給分を費消していないとみなして全額の返還を求めている。また、処分庁からの回答書（平成30年8月30日付け）によれば、処分庁は、事前に請求人から事情を聴取しておらず、自立更生費の免除の制度について請求人に全く説明することもなく、また自立更生費の有無、及び返還額の具体的な検討も行うこと

なく、全額を一律に返還させる前提で本件返還決定を行っていることが認められる。

しかしながら、用途を記録した通帳の写しからは請求人が冷蔵庫を購入していることが認められ、これは、利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入として自立更生費として認められる可能性を含むものであり、処分庁は、少なくとも冷蔵庫の購入費用については自立更生費として返還を免除することを検討するべきであったといえる。

(才) 以上より、処分庁は、過支給の事実を把握してから本件返還決定を行うまでの間に、請求人の生活実態、本件過支給費用の使用の状況、及び自立更生費の有無など検討すべき諸事情についての調査を尽くしていない点で、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことにより、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められるから、本件返還決定は違法であり、取り消されるべきである。
したがって、本件審査請求は認容すべきである。

3 本件返還決定について

(1) 住宅扶助費の認定誤りについて

処分庁は、保護開始申請時に受理した住宅費証明書により、グループホームの利用料(家賃)月額と同額である4万円を住宅扶助費として認定していたが、平成28年7月、補足給付が保護開始当初から継続して認定されていることが判明したため、住宅費証明書及び障がい福祉サービス受給者証の提出を求めた上で、同年9月分の保護費から補足給付分1万円を控除した3万円を住宅扶助費として認定変更することとし、同年8月分までの過支給となる額について返還を求める決定をしたものである。

(2) 法第63条に基づく返還額の決定について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

処分庁は、本件返還決定を行うにあたって、平成28年6月28日に資産申告書を提出させ、同月17日現在の預金残高が453,411円であることを確認し、このことから、

請求人が保護受給中、最低生活費の範囲内で生活し、結果として過払い額とほぼ同額が手許に残っており、過支給分を費消していないとみなして全額の返還を求めている。

一方、処分庁は、事前に請求人から事情を聴取しておらず、自立更生費の免除の制度について請求人に説明することもなく、また、自立更生費の有無、及び返還額の具体的な検討も行わず、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

(3) まとめ

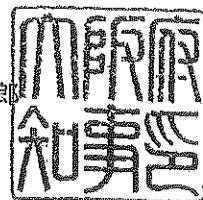
以上のとおり、処分庁は、過支給の事実を把握してから本件返還決定を行うまでの間に、請求人の生活実態、本件過支給費用の使用の状況、及び自立更生費の有無など検討すべき諸事情についての調査を尽くしておらず、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮していない点において、本件返還決定は違法又は不当であり、取り消されるべきである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年12月11日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提

起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。